

## 第6期 第5期以降も続く課題

### 6-1.生活の再建

#### 1.民間住宅の再建・供給

##### 01.個人住宅建設促進のために、融資制度や町並みの整備のためのルールづくりなどが行われた。

個人住宅の建設を促進するために、融資制度、住情報の提供や住宅相談会並びにまちなみ整備のためのルールづくりなどの復興対策が行われた。融資制度については、住宅金融公庫の災害復興資金貸付制度が7月15日に適用され、7月16日から受付が始まった。融資の実績は73件あった。建設資金の支援策としては、災害復興基金による住宅取得助成がある（中略）。一方、短期間に集中することが予想される建設需要については、住民と建設事業者に対して次のような対策が行われた。すなわち、住民に対する契約方法や住情報の提供や小規模住宅のモデルプランの提示、建設事業者に対する宅地造成の進捗状況や円滑な工事のための情報提供などである。また、町は、質の高いまちなみづくりを目指して、まちづくりルールについての説明会を開催した。これにより青苗地区の「高台C」団地では、1mの壁面後退、壁及び屋根の色彩などのまちづくり協定案が話し合われたが、明文化はされなかった。おなじく商店街では、セットバックによる駐車スペースの確保や各店のファザードのシンボルカラーの統一について合意がなされた。[『まちづくりと防災』（財）都市防災美化協会(1998/5),p.13-14]

##### 02.住宅助成申請件数は平成7年度に173件、平成9年7月までに364件に達している。

奥尻町における（中略）災害公営住宅の供給は、平成5年12月に災害道営住宅52戸、平成6年度末に道営30戸、町営8戸が供給された。住宅用地は、造成工事に伴って平成7年度から8年度にかけて順次供給されている。供給計画の画地数は、宅地352区画と公営住宅90戸を併せて442である。震災後の経過を見ると、震災後1年時点では約1割、2年時点は3.5割、3年時点は9割である。震災後4年の時点では、宅地造成は終了しており、全半壊戸数との差は、滅失や町外転出等の世帯である。[『まちづくりと防災』（財）都市防災美化協会(1998/5),p.15]

##### 03.義援金により住宅が新築された。

住宅再建ということになりますと、まず、大体1600世帯があったんですが、全世帯数のうち約530世帯が全壊、半壊なんです。で、全壊、半壊した住宅を新築する場合には、一軒の限度額として700万円が助成されます。さらに、五人以上の世帯の場合は800万円が支給されます。それプラス、例えば細かいところまでいいますと、仮設住宅を出て住宅再建する際はもちろんのこと、公営住宅に

入る人にも、その転出費用を30万円助成しました。それと別に、家財家具を購入するのに例えば50万円だとか、そういったいろいろな支援メニューを全部で73項目つくったわけです。その73項目の中では、住宅支援だけじゃなくて、例えば生業の支援、農業者であれば農業者に対する支援であるとか、そういった項目も含まれております。全体で190億円という義援金が島に入ったわけですが、そのうちの90億円を原資にしまして、そういった支援事業を行っております。

それから、住宅再建については、おそらく当初、持家住宅はほとんど建てられないだろうという見通しを立てまして、こちらでいうと県営住宅になりますが、災害道営住宅を86戸、それから災害町営住宅も八戸建てたわけです。ところが、全国の皆様のおかげでいっぱい義援金が集まって、先ほど申し上げたような支援が出来たものですから、ほとんどの人が住宅を新築しちゃったんですね。例えば高齢者のご夫婦で、息子たちも道外へ出て、もう帰ってくる見込みがないといった方も、住宅を建てなければ700万円はもらえないものと勘違いされまして、住宅を再建しましたが、そういったご夫婦が亡くなった場合に、住宅が空いてくるんじゃないかなと、逆にそういう心配も今出てきております。

[『被災地協働』関西学院大学災害復興制度研究所(2005/7), p.85-86]

#### 04. 奥尻町における住宅の再建計画。

被災者の恒久住宅を確保する対策として、青苗高台地区には災害公営住宅(道営)を平成5年度に52戸、6年度に30戸、さらに災害公営住宅(町営)を稲穂地区と松江(初松前)地区に4戸ずつ建設した。住宅に被害を受けた世帯が、再び住宅取得および修繕などをする場合に、復興基金支援事業として建築費の一部を助成している。また、個人住宅を建設する世帯に対し、住宅建設に関する日常的な情報提供を行っているほか、相談会などを適宜開催。情報の提供を行うとともに資金計画の提案等、個人相談にも対応するなど住宅建設を促進している。[『北海道南西沖地震奥尻町記録書』奥尻町(1996/3), p.199-200]

## 2. 災害公営住宅の供給

### 01. 12月に災害道営住宅52戸、翌年末には道営30戸、町営8戸が供給された。

奥尻町における(中略)災害公営住宅の供給は、平成5年12月に災害道営住宅52戸、平成6年度末に道営30戸、町営8戸が供給された。住宅用地は、造成工事に伴って平成7年度から8年度にかけて順次供給されている。供給計画の画地数は、宅地352区画と公営住宅90戸を併せて442である。震災後の経過を見ると、震災後1年時点では約1割、2年時点は3.5割、3年時点は9割である。震災後4年の時点では、宅地造成は終了しており、全半壊戸数との差は、滅失や町外転出等の世帯である。[『まちづくりと防災』(財)都市防災美化協会(1998/5), p.15]

### 3. 雇用の確保

#### 01. 奥尻高校の生徒を優先的に採用する企業がある。

地震以降、皮肉にも復興のための人材が必要となり、求人数は徐々に増えていたのであった。「今は忙しいから、求人票出せないけど、絶対に出しますから、希望する生徒がいるなら、必ず待っていて、とっておいて下さい」という企業もある。[『津波に襲われた島で 北海道奥尻高校三年と担当の記録』今井雅晴(1995/1), p.240-241]

### 4. 心のケア

#### 01. 災害から約5年後に行われた調査で、心的後遺症が約6割の人に見られた。

平成10年6月初旬(災害から約5年後)、北海道新聞社により、奥尻町全世帯を対象にした調査が行われた。この調査に被災者の心的状況を問う項目がある。「震災による心の痛みが自分や家族に今もありますか」の質問結果がそれである。「ある」と回答した者は、62.2%(「かなりある」- 27.2%と「少しある」- 35.0%の合計)であった。[『北海道南西沖地震に伴う家族生活と地域社会の破壊と再組織化に関する研究』北海道大学文学部(1999/11), p.31]

#### 02. 奥尻町は住民基本健康診査の問診に精神面の調査項目を加え、受診者の精神状態を綿密に調査した。

住民の心の安定化は奥尻復興の重要な柱だった奥尻島の復興対策に欠かせない要素にはいくつかの重要ポイントがあるが、ライフラインの復旧をはじめ、道路・家屋・産業など主にハード面での復興のほか、忘れてならないのが住民たちの心の安定化だった。実際、震災そのものへの冷めやらぬ恐怖心、余震、再度の潮波への恐れ、家屋や家族を失った悲しみ、心の痛み、避難所生活で蓄積したストレスなどのため、不眠や不安症状を訴える住民は、震災直後から時を追うごとに増大していったのである。そこで平成5年9月と平成6年7月の2回にわたり、奥尻町は住民基本健康診査の問診に精神面の調査項目を加え、受診者の精神状態を綿密に調査するとともに、その後のフォローアップが必要な住民には、保健婦が中心となり、精神科医とともに個別支援を実施してきた。[『北海道南西沖地震奥尻町記録書』奥尻町(1996/3), p.154]

## 5. 市民生活

### 01. 奥尻町は安定及び社会生活基盤を確保するための事業を行っている。

被災者住民の生活安定のため、生活福祉資金や災害援助資金などの借入に際しての利子の助成をしている。全壊した被災世帯に越冬対策として灯油等の購入費の助成など、住民生活の早期安定を支援した。医療保健施設、文教施設や福祉施設など大きな被災を受けた各施設は、いずれも住民生活には欠くことのできない施設であることから、早期に再建し、住民生活の安定を図っている。[『北海道南西沖地震奥尻町記録書』奥尻町(1996/3), p.200]

### 02. 漁村集落の生活様式からアパートでの都市的な生活への変化は、近隣間で勝手の違いを生み出した。

災害後の現在における近隣関係について、災害前の近隣関係に比較しつつ事例的に行った聞き取り調査によると、近隣関係の変化としていくつかの点が明らかになった。そのひとつは、災害前では自宅を留守にする時、鍵をかけることはなかったが、災害後においては、施錠するようになったということである。この変化の原因として次のことが指摘される。まず、もっとも大きな原因は、災害後、復興計画によって高台地区への住居移転がなされたことである。このために漁家層を中心に職住の空間的分離が大きくなった。高台にある自宅から離れた海と海岸において就業する場合、両者に距離があることから留守宅の管理に目が届きにくくなった。しかも災害前であれば、熟知しあった近隣がいたから、島外に出かける場合でも、施錠しないで留守宅をこの近隣に依頼することができた。しかし災害後は、居住地が復興計画に依拠して展開したことから、近隣それ自体が災害前の近隣とは異なることになった。そのために近隣に留守宅を頼み得る関係性がまだできあがっていない。それゆえ住宅に施錠しなければならない条件が生じた。さらに、住宅が近代的な様式の新築住宅となったことから施錠が容易になった。とくに公営住宅に入居する世帯は、アパート形式の住宅であることから鉄の扉に施錠することが習慣とならざるをえなくなった。いずれにしても、住宅の施錠行為の出現は、地域生活の再建過程に伴い顕著になった現象である。このような施錠行為が習慣化するか否かは、今後における近隣関係の展開を見極める論点のひとつになるものと思われる。[『北海道南西沖地震に伴う家族生活と地域社会の破壊と再組織化に関する研究』北海道大学文学部(1999/11), p.114-115]

ふたつに、災害後、朝起きてから屋外に出て近隣に出会った時、気軽に「おはよう」という挨拶ができにくくなったということである。単純なこの挨拶の言葉がかけにくくなったというこのような変化は、災害後の居住地が復興計画に依拠して展開したことから、近隣それ自体が災害前の近隣とは異なることになったということにかかわる。同じ青苗地区の住民であるから、災害前からお互いは顔見知りではあるけれども、災害前の近隣とは異なる隣人の存在は、知り合いの度合いにおける微妙な違いから一種の違和感がみ

られるようになった。馴染みの程度の微妙な差異が挨拶のしかたに現れているという。もっとも、区画割に際して、親戚同士が隣り合わせに居住区を希望したり、元の住居跡に近い区画を希望した結果、元の近隣と隣り合わせになったという場合がある。こうした場合の近隣関係は、微妙な違和感は回避しやすい。[『北海道南西沖地震に伴う家族生活と地域社会の破壊と再組織化に関する研究』北海道大学文学部(1999/11), p.114-115]

### 03. 災害後、スーパー「つるや」が進出したことによって被災者の日常的な買物に変化が見られた。

地域住民が親族関係をコアにしたお互い熟知しあう社会関係の網の目を有することによって支えられていた。購入する商品に関しては、親族関係を中心とした関係性の中で、どの自営業者からどのような商品を購入するかがほぼ決まっていたといわれる。同じ商品を扱う自営業が複数存在する場合がある。このような場合、暗黙の了解として、どちらか一方に片寄らない共存共栄の原理、相互依存の原理を尊重するという地域生活のシステムがみられた。親族関係が重複し合う場合についても同様の社会規範が成立し、地域生活における秩序化が保証されてきた。したがって、消費者の側における自営業者の任意的な自由選択、自営業者の側における自由競争の原理は、地域生活における秩序破壊の一因として危惧された。しかし災害後、このような秩序原理が揺るぎ始めている。それは、いくつかの日常品の購入に関する新しい買い物行動においてみられる。一例を示すと、それは、災害後、仮に近くに商店があっても当該の商店から商品を購入しなくなったことであり、親族関係にある世帯が、災害後、自営業を再開したにしても、当該の商店から商品をつねに購入しなくなったことである。これらの新しい現象は、災害後、青苗臨海部の端に進出してきたスーパー「つるや」の存在が大きい。[『北海道南西沖地震に伴う家族生活と地域社会の破壊と再組織化に関する研究』北海道大学文学部(1999/11), p.115-117]